

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する工事（営繕工事は除く。）及び工事の積算体系で積算した委託業務（以下「工事等」という。）において、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）を積算するに当たり、必要な事項について次のとおり定める。

（対象工事）

第2条 原則として、主たる工種が屋外作業であるすべての工事等を対象とし、受発注者間の協議により決定する。ただし、令和7年4月1日以降に契約締結した工事等から適用できるものとする。

（実施方法）

第3条 現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の計上は、変更契約において行うものとし、熱中症対策・防寒対策に係る施設・設備の種類や規模・設置期間については、事前に受注者（主任技術者等）が別添「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書（別添様式1）」を発注者（監督員等）に提出し、協議により決定する。

なお、発注者は、対策の妥当性を確認の上、受注者に、工事打合せ簿〔通知〕により対策の可否について通知するものとする。

（積算方法）

第4条 費用は、積上げにより計上することとし、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限とする。なお、率分の計上の有無に関わらず、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）を計上することができるものとする。

2 熱中症対策に係る「作業員個人の費用※」は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき計上されるため、対象外とする。

※例：空調機能付き作業服、首かけクーラー、冷感スプレー、塩飴、スポーツドリンク等

3 熱中症対策・防寒対策に係る施設や設備

ア リース品の場合

当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

イ 購入品の場合

当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

（実績報告）

第5条 対策を実施した場合、設計図書の変更までに、別添「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）報告書（別添様式2）」を発注者（監督員）に提出しなければならない。

（対象工事の明示）

第5条 熱中症対策・防寒対策を実施する対象工事については、特記仕様書に対象工事である旨を記載することとする。なお、本要領策定前に契約している工事等についてはこの限りではない。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。